

○東京藝術大学映像リサーチセンターDoCK内規

〔 令和8年3月12日  
制 定 〕

(設置)

第1条 大学院映像研究科に、アニメーション・映画等の分野横断的な国際的人材育成を推進するとともに、国内外の産学官共創を図る研究拠点を構築するため、東京藝術大学映像リサーチセンターDoCK（以下「リサーチセンター」という。）を置く。

2 リサーチセンターの経費は、文化芸術活動基盤強化基金助成金を充てるものとする。

(目的)

第2条 この内規は、リサーチセンターの組織、業務及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(組織)

第3条 リサーチセンターに、特任教員、学術研究員、教育研究助手、その他必要な職員を置くことができる。

2 リサーチセンターにセンター長を置き、第6条に定める映像リサーチセンターDOCK運営委員会（以下「委員会」という。）委員長をもって充てる。

3 センター長は、リサーチセンターの業務を総括する。

(委員会の設置)

第4条 リサーチセンターの適切な運営を図るため、東京藝術大学大学院映像研究科教授会規則第7条第1項の規定に基づき、映像研究科教授会に、委員会を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 映像研究科教授会構成員から、研究科長が指名した者

(3) リサーチセンターの特任教員及び特任研究員

2 前項第5号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号から第4号に掲げる委員の中から、研究科長が指名する者をもって充てる。

2 委員長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員長に欠員が生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) リサーチセンターの事業計画に関すること。

(2) リサーチセンターの運営に関すること。

(3) その他、委員会が必要と認めたこと。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この内規に定めるものの他、リサーチセンター及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この内規は、令和8年3月12日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される第5条第1項第4号の委員及びセンター長の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。